

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
1条	本規約の目的		1条	定義
1項	本規約は、株式会社イー・エージェンシー（以下「甲」という）が、甲又は甲の代理店と契約した法人及び団体（以下「乙」という）に対して提供する「shutto」と称するサービス（詳細は次条に定め、以下「本サービス」という）について定めるものである。なお、甲は、本規約の他、本規約に付随して規定、各種ガイドライン、マニュアル等（以下総称して「本規約等」という）を定める場合がある。		1項	「shutto」（以下、「本サービス」という。）とは、株式会社イー・エージェンシー（以下、「甲」という）が運営するシステム・サーバを利用して、ユーザ（以下、「乙」という。）が、PCサイトをスマートフォン対応サイトに変換（編集）する甲のサービスをいう。
2項	本サービスにおいて、フリープラン又は無償トライアル等無償のサービス（以下、総称して「無償版本サービス」）を提供する場合があります、サービスの詳細は甲が別途指定するウェブサイト（以下「甲サイト」という）等に定めるものとする。なお、無償版本サービスが提供される場合であっても、対価の支払いに関する規定を除き、本規約等が適用されるものとする。	定めの明記箇所 https://shutto.com/price/	2項	本サービスは、無償提供のサービス(以下、無償版という。)、および有償提供のサービス(以下、有償版という。)で構成され、無償版の利用について、乙は甲とその第三者プロバイダー及びパートナーが広告を掲載することを承諾するものとする。
3項	本サービスに関して乙の契約の相手方が甲ではなく甲の代理店である場合には、本規約等における「甲」は、第28条の定めを除き、適宜、「甲の代理店」と読み替えるものとする。		3項	本サービスに関して乙の契約の相手方が甲ではなく甲の代理店である場合には、本規約等における「甲」は、第20条の定めを除き、適宜、「甲の代理店」と読み替えるものとする。
2条	用語の定義等			
	<p>本規約等では、以下のとおり、用語を定義する。</p> <p>(1)「本サービス」とは、甲の運営するシステム・共有サーバー（甲が外部委託しているものを含み、以下総称して「本システム」という）を利用して、乙が管理運営権限を有するサイト（詳細は次号に定め、以下「乙サイト」という）をスマートフォン対応ウェブサイトに変換（編集）する甲のサービスをいう。</p> <p>(2)「乙サイト」とは、以下に掲げるいずれかのウェブサイトをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 乙が管理権限を有するウェブサイト (ii) 乙に対して特定のウェブサイトの変換（編集）を依頼する者が管理権限を有する、当該ウェブサイト <p>(3)「ユーザ」とは、乙サイトの利用者をいう。</p> <p>(4)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項で定義される個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）及び個人識別符号が含まれるもの）をいう。</p> <p>(5)「インフォマティブデータ」とは、郵便番号、電子メールアドレス、性別、職業、趣味、顧客番号、クッキー情報、IPアドレス、契約者・端末固有IDなどの識別情報、及び位置情報、閲覧履歴、購買履歴といったインターネットの利用にかかるログ情報などの個人に関する情報で、個人を特定することができないものの、プライバシー上の懸念が生じ得る情報、並びに、これらの情報が統計化された情報であって、特定の個人と結びつき得ない形で使用される情報（当該統計化された情報を以下「統計情報等」という）を総称していう。</p> <p>(6)「個人関連情報」とは、個人情報及びインフォマティブデータのうち統計情報等を除いた部分を総称していう。</p>			

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
3条	契約の成立・通知方法		2条	本規約の成立
1項	本サービスの利用に関する甲乙間の契約（以下「本契約」という）は、乙が甲の指定する申込書（電子メールによる申込又はウェブサイト上の申込フォームを含む。以下同じ。）をもって申込みを行い、甲が乙に対して本サービスにおいて乙を識別するためのID及びパスワード等の記号（以下総称して「アカウント」という）を発行することにより成立する。		1項	乙が本サービスにアクセスし利用することで、乙が本サービス利用規約（以下「本規約」という。）に同意したものとする。
2項	甲が乙に対して本契約に関する意思表示を行う場合、特段の定めがない限り、書面若しくは電子メールによる通知又は甲サイト上での告知によるものとする。		2項	本規約は、乙が本サービスを利用し変換（編集）され、ウェブサイトを通じて表示される情報、テキスト、画像、その他データ（以下「コンテンツ」という）に適用されるものとする。
3項	乙が甲に対して本契約に関する意思表示を行う場合、特段の定めがない限り、書面、電子メール又はウェブサイトにおける管理画面を介した通知によるものとする。			
4条	利用料金		7条	利用料金と支払方法
1項	乙は、本サービス（無償版本サービスを除くものとし、以下、本条において同様とする）の利用に関し、本サービスの利用料金（利用料金にかかる消費税額の合計金額を含む。以下同じ。）を支払う。なお、利用料金の発生日、計算方法、支払期限、支払方法等の詳細は甲が甲サイト又は見積書等に記載して事前に乙に提示して定めるものとし、支払に際して発生する振込手数料等は、全て乙の負担とする。	定めの明記箇所 https://support.shutto.com/application-flow/	1項	乙は、本サービスの有償版の利用に際し、甲が定める利用料金及びそれに掛る消費税額の合計金額を甲の指定する方法により支払うものとする。
2項	甲は、乙に対して効力発生の1か月前までに甲サイトで告知することで、利用料金の改定を行うことができるものとする。		2項	有償版利用料金はドメイン毎に発生する。尚、一つのドメイン傘下で乙の複数顧客がサイトを運営している場合は、それぞれの顧客ごとに有償版利用料金が必要となる。
			3項	本サービスの有償版の年間利用料金に対する契約期間は、サービス利用開始日から4年とする。
			4項	料金の支払いは、前払いとし、乙は甲指定の支払い期日までに甲指定の支払方法にて送金する。送金に際して発生する手数料は全て乙の負担とする。
			5項	甲は、1ヶ月前の告知をもって利用料金の改定を行うことができるものとする。
			6項	乙が、本サービスの有償版の解約を契約期間中に申し出た場合においても、契約期間内の料金の払い戻しは行わないものとする。
5条	本サービスの利用目的		3条	サービスの利用目的等
	乙は、本サービスを商用目的で利用することができる。但し、乙は、本サービスを利用して、本サービスと同様又は類似のサービスを第三者に提供することはできない。また、乙は、本サービスの逆コンパイル、リバースエンジニアリング、改変、改良、派生ソース・コードの作成及びこれらに類似する一切の行為をしてはならない。		1項	乙が本サービスを利用して変換（編集）することができるウェブサイトは次に掲げるものに限られ、乙は、その他のウェブサイトについて本サービスを利用できないものとする。 （1）乙の保有するウェブサイト （2）乙に対して自己のウェブサイトの変換（編集）を依頼する者が保有する当該ウェブサイト

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
			2項	<p>前項の定めにかかわらず、乙が、本サービスを利用して、前項各号に掲げるもの以外のウェブサイトを変換（編集）し、もって第三者の著作権その他一切の権利を侵害した場合、甲は、これにより当該第三者に生じた一切の損害について責任を負わず、乙は、その責任と負担において、当該第三者との紛争を解決する。</p> <p>③ 乙は、本サービスが次に掲げるウェブサイトのコンテンツに対応していないことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）Flashのコンテンツ （2）PDFのコンテンツ （3）動画のコンテンツ （4）frame、css、インクルードファイル等、外部ファイルに記述されているコンテンツ （5）javascriptによって表示が切り替わるコンテンツ （6）前各号のほか、甲が本サービスのウェブサイト上で告知する本サービス非対応コンテンツ
6条	<p>第三者への業務委託</p> <p>乙は、甲が甲の責任において本サービスの全部又は一部を第三者に業務委託する場合があることを承諾する。</p>			
7条	<p>乙の遵守事項</p> <p>乙は、甲に届け出た乙サイトのみに対して、本サービスを利用することができ、その他のウェブサイトについて本サービスを利用できないものとする。</p>		5条	<p>禁止行為</p> <p>乙が本サービスを利用して表示される情報が以下のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対して事前に連絡または通知することなく、甲が乙に提供する本サービスの利用を中止することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）アダルトコンテンツなど、公序良俗に反する情報。 （2）特定人物、特定組織等への中傷を行う情報。 （3）知的所有権の侵害を行っているおそれのある情報。 （4）経済の安全性、信頼性を損なうおそれのある情報（詐欺、のみ行為、ねずみ講等）。 （5）反社会的行為に結びつくおそれのある情報。 （6）個人の尊厳等を傷つけるおそれのある情報。 （7）人権侵害のおそれのある情報。 （8）個人のプライバシーの侵害、及びそれを助長するおそれのある情報。 （9）その他、犯罪に関わるおそれなど、甲が不適切と判断する情報。
2項	<p>乙が、本サービスを利用して、前項に定める乙サイト以外のウェブサイト等を変換又は編集し、もって第三者の著作権その他一切の権利を侵害した場合、甲は、これにより当該第三者に生じた一切の損害について責任を負わず、乙は、その責任と負担において、当該第三者との紛争を解決する。</p>		2項	<p>乙が本サービスの利用にあたり次に掲げる行為を行った場合、甲は、乙に対して事前に連絡又は通知することなく、甲が乙に提供する本サービスの利用を中止することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）無償版の広告を消す行為。 （2）本サービスで作成されるスクリプトの改ざん、転用、複製。 （3）無償版を自社のサービスとして提供すること。 （4）甲もしくは他者のサーバーに負担をかける行為、本サービスの運営やネットワークシステムに支障を与える行為、またはこれらのおそれのある行為。
3項	<p>乙は、アカウントを厳重且つ適切に管理し、それらが他に漏れないように十分に注意しなければならない。第三者により当該アカウントを用いて本サービスの利用があった場合、甲は当該利用を乙による利用とみなすものとする。</p>			

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
4項	<p>乙が本サービスの利用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。甲は、乙が当該行為を行った又は行うおそれがあると判断した場合、乙に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を拒絶し、中止することができる。</p> <p>(1) 無償版本サービスの広告を消す行為。 (2) 本サービスで作成されるスクリプトの改ざん、転用、複製。 (3) 無償版を自社のサービスとして第三者に提供すること。 (4) 甲もしくは他者のサーバーに負担をかける行為、本サービスの運営やネットワーク・システムに支障を与える行為。</p>			
5項	<p>乙が本サービスを利用して発信する情報（乙サイト、電子メールに記載される情報及び電子メールに含まれるURLのリンク先ウェブサイトに掲載される情報等も含む。以下本条において同じ。）に関して、本契約の他、インターネットの利用上のモラルを遵守しなければならない。甲は、必要に応じて乙に対し指導を行うことができる。</p>			
6項	<p>乙が本サービスを利用して発信する情報は、以下のいずれにも該当してはならず、甲は、以下のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合、乙に事前に通知することなく、本システム上の乙の情報を削除する等、本サービスの全部又は一部の提供を拒絶し、中止することができる。なお、甲は、乙が本サービスを利用して発信する情報を監視する義務を負うものではない。</p> <p>(1) アダルトコンテンツ等、公序良俗に反する情報 (2) 特定人物、特定組織等への中傷を行う情報 (3) 知的財産権の侵害を行っている情報 (4) 経済の安全性、信頼性を損なう情報（詐欺、ノミ行為、ネズミ講等） (5) 反社会的行為に結びつく情報 (6) 個人の尊厳等を傷つける情報 (7) 人権侵害をおこなう情報 (8) 個人のプライバシーの侵害、及びそれを幫助する情報 (9) その他、甲が不適切と判断する情報</p>			
7項	<p>乙は本サービスを利用する場合、ユーザの個人情報を本システム上にアップロードしてはならない。乙がユーザの個人情報を本システム上でアップロードしたことが判明した場合、甲は、乙に何ら通知することなしに、本システム上の乙の情報の削除等、本サービスの全部又は一部の提供を拒絶し、中止することができる。なお、甲は、乙が本システムにおけるユーザの個人情報のアップロードの有無を監視し、該当する個人情報の削除をする義務を負うものではなく、当該個人情報の消失、流出、改ざん等が起こった場合も甲は一切責任を負わない。</p>			

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
8項	乙が前各項に反した場合のほか、乙が本サービスを利用することにより、第三者（ユーザ、本サービスの他の利用者を含むがこれに限らない）に損害を与えた場合は、乙の責任と費用においてこれを解決するものとし、甲に損害を与えてはならない。			
8条	届出義務			
1項	乙は、本サービスの申込内容に変更があった場合、又は乙の本サービスの利用内容に変更があった場合、速やかに甲に届け出なければならない。			
2項	乙が前項の届出を怠ったために、甲の通知若しくは送付された書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。また、乙が前項の届出を怠ったために、本サービスの全部又は一部が提供されない場合でも、甲はその責任を負わないものとする。			
9条	第三者の権利侵害		9条	著作権などの無体財産権、肖像権
	乙による本サービスの利用において、第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある行為（第三者との契約又は第三者が著作権、特許権などの知的財産権又は肖像権を有するとの理由などにより、公表若しくは複製又は改変等が禁じられている著作物・創作物の公表、複製、改変、翻案又は翻訳等の権利侵害行為を含むがこれに限らない）があった場合、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決する。		1項	甲は、乙が本サービスを利用して発信する情報で創作した著作物または創作物については、乙自身を当該著作物の著作者、創作物の作者、または肖像権者とみなす。
			2項	乙は、本サービスを利用するにあたり、第三者の著作権その他一切の権利を侵害してはならない。第三者との契約、または第三者が著作権などの無体財産権もしくは肖像権を有するとの理由などにより、公表、複製または改変等が禁じられている著作物または創作物等について、乙が、本サービスを利用してこれを公表、複製、改変、翻案または翻訳等をするなどの行為を行い、第三者の著作権その他一切の財産権を侵害した場合には、乙に一切の責任が帰属し、乙は、その責任と負担において、当該第三者との紛争を解決することとする。
10条	商標権等			
	乙は、甲の事前の書面による承認のもとに、商品販売促進等の目的のため、本サービスの名称・甲の商号、商標・サービスマークを使用できる。但し、使用の際には、甲の権利であることを明示しなければならない。			
11条	秘密保持義務			
	乙は、本サービスの利用によって知り得た甲に関する情報（公知の情報を除く）を秘密として保持する。本条の規定は、本契約が解除、期間満了又はその他の事由によって終了したときであっても、効力を有するものとする。			
12条	データの利用・開示に関する合意事項			
1項	甲は、本サービス提供の過程で収集したデータを甲所定の期間、保存することができる。			
2項	甲は、乙が本サービスを介して閲覧できるデータの保存期間を定めることができる。			
3項	甲は、本サービスを提供するため、本システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に、本システム内の乙に関するデータを本システム外にコピーし、障害対応等のために調査することがある。			
4項	甲は、本サービス提供の過程で収集した統計情報等を、乙の社名及びサイト名などを伏せた状態にすることで利用（製品・サービスの開発及び改善、その他資料の作成及び第三者への開示を含む）することができる。			

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
5項	前項の規定は、本契約が解除、期間満了又はその他の事由によって終了したときであっても、なおその効力を有するものとする。			
13条	個人関連情報の取扱い			
1項	甲は、本サービスの実施の過程で知り得たユーザの個人関連情報を、本サービスの提供、その他甲による一切のサービス提供の向上等に必要範囲内においてのみ利用する。また、当該個人関連情報の取扱いについては、法令、通達及び告示等（以下「法令等」という。）を遵守するものとし、併せて、事業者団体等が定める標準的なガイドラインに従うよう努めるものとする。			
2項	乙は、本サービスの利用にあたり、ユーザの個人関連情報の取扱いについて、法令等を遵守するものとし、併せて、事業者団体等が定める標準的なガイドラインに従うよう努めるものとする。			
3項	甲は、第6条に定める業務委託をする場合、当該業務委託に必要な限度において、業務委託先である第三者に対し、個人関連情報を開示することができる。			
4項	本サービス利用時に収集される個人関連情報に関するデータの送受信は、全て、SSL(Secure Socket Layer)により暗号化された通信を利用する。			
5項	甲及び乙は、個人関連情報の取扱いに関し、それぞれ、自らの責任において、適切なプライバシーポリシーを策定し、これを遵守しなければならない。			
14条	提携サービス			
1項	乙は、本サービスのオプション機能として、甲が提携する他社（以下「提携事業者」という）のサービスとの連携機能（以下「提携サービス」という）を利用することができる。			
2項	乙は、第1項の提携サービスを利用するにあたっては、甲が提携事業者に対してユーザの個人関連情報の全部又は一部を提供することについて同意する。			
3項	乙は、第1項の提携サービスを利用するにあたっては、事前に、ユーザより、本サービス等にて収集したユーザの個人関連情報を提携事業者に対して提供する場合があることについて同意を得るものとする。			
4項	乙は、前項の同意の取得その他ユーザの個人関連情報の取扱いについて、法令等を遵守するものとし、併せて、事業者団体等が定める標準的なガイドラインに従うよう努めるものとする。			
5項	前各項に定めるほか、第1項の提携サービスに関する詳細は、別途、甲又は提携事業者が定めるものとする。なお、甲は提携サービスを提供する主体ではなく、当該提携サービスについては提携事業者が単独で乙に対して責任を負うものとする。			
15条	甲の免責		10条	甲の免責
1項	甲は、本サービスにおいて乙に提供される情報（情報配信状況等を含むがこれに限らない）の正確性及び完全性を保証しない。			本サービスを利用し変換（編集）されたコンテンツの表示に起因する一切の損失または損害について、甲は如何なる責任も負わないものとする。
2項	甲は、本サービスに対応していないウェブサイトのコンテンツ等を甲サイトに告知する。乙は、当該コンテンツ等に対しては本サービスが利用できないことを確認する。			本サービスを通じて乙が虚偽の情報を表示するなどして第三者に損害を与えた場合には、乙は自己の責任と費用において解決し、甲に損害を与えることのないものとする。

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
3項	<p>前各項のほか、甲は、次のいずれかが発生した場合であっても、乙に対し、これらにより発生した紛争及び損害について一切責任を負わない。</p> <p>(1)本サービスの変更、中断、中止又は廃止。</p> <p>(2)本サービスを介した情報発信及び電子メールの延着、未達、文字化け等。</p> <p>(3)甲が管理している乙に関する各種データの消失、流出、改ざん、文字化け等。</p> <p>(4)天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力の場合。</p> <p>(5)乙の設備に起因する障害並びに本サービスのための設備までのインターネット接続サービスの不具合等の接続環境の障害があった場合。</p> <p>(6)乙が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて、当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービスへの侵入があった場合。</p> <p>(7)善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、本システム等に対する第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受があった場合。</p> <p>(8)乙が、甲の定める手順・セキュリティ手段等を遵守しなかったことに起因して発生した損害の場合。</p> <p>(9)本サービスの運用のための設備のうち、甲の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害の場合。</p> <p>(10)電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害の場合。</p> <p>(11)刑事訴訟法第218条（令状による差押え、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分の場合。</p> <p>(12)本サービスに関連してユーザ及び第三者に発生した一切の損害。</p>			<p>甲は、本サービスのシステム保守において、システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に限り、乙のデータをコピーし、利用することがある。この際に発生し得る一切の障害免責に関し、甲は、甲の故意または重大なる過失に基づく場合を除き、乙に対して一切の責任を負わないものとする。</p>

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
4項	前各項に定めるほか、甲は、甲の故意又は重過失による場合を除き、本サービスの利用又は利用不能、その他本サービスに関連して乙に生じた損害について一切責任を負わないものとする。			甲は、次のいずれかが発生した場合でも、甲の故意または重大なる過失に基づく場合を除き、乙に対して一切の責任を負わないものとする。 (1) 本サービスの変更、中断、中止または廃止。 (2) 本サービスにより表示される情報の内容、未達、文字化け等。 (3) 甲指定のサーバーに保存または管理されている各種データの消失、流出、改ざん、文字化け等。 (4) 本サービスに関連してユーザ、二次利用者および第三者に発生した一切の損害。 (5) 本サービスの無償版の利用に関して乙が被った損害について、甲は一切の責任を負わないものとする。 (6) 本サービスの有償版の利用に関して乙が被った損害について、甲がその損害を賠償すべき義務を負う場合、その賠償義務の範囲は、乙が損害発生日を起算日として1年内に甲に支払った利用料金の合計額を上限とする。
5項	前各項に定めるほか、甲は、乙に対して、特別な事情により生じた損害（逸失利益等含む）について、甲の予見可能性の有無を問わず一切責任を負わないものとする。			
6項	いかなる場合においても、本サービスに関連して甲が乙に対して負担する損害賠償額及び補償額の合計額は、当該損害が生じた時点から遡って3か月間に乙が甲に対して支払った利用料金の総額を超えないものとする。			
7項	無償版本サービスについては、無償で提供されていることに鑑み、いかなる場合であっても、乙は、甲に対し、補償及び損害賠償を求めることができないものとし、サポートの提供も求めることができないものとする。			
16条	本サービスの変更、中断、休止		6条	本サービスのシステム保守について
1項	甲は、本サービスの内容を、事前の告知なく変更することができ、乙は、それに同意するものとし、乙に不利益又は損害が発生したとしても、甲はその責任を一切負わないものとする。			本サービスの有償版を提供するためのシステムは、原則として甲または甲が委託する第三者が24時間365日運用するものとする。但し、システムまたは関連設備の修繕保守、故障等、止むを得ない事由による運用停止はこの限りではないものとする。その場合、甲は本サービスの有償版を利用する乙に対して可能な限り事前通告を行うが、天災、突発事故、故障等の場合は通告を省略することができるものとする。以上の事由によって本サービスに一時的な中断、遅延等が発生しても、甲は一切責任を負わないものとする。なお、システム保守に関する問い合わせ対応は、平日の10:00～17:00の時間内とする。
2項	乙は、本規約等に別途定めるほか、以下の事由により本サービスが中断又は休止される可能性があることを了承し、これに同意する。 (1)甲が、本システムなどの保守、点検等の作業を実施する場合。 (2)甲が、本システム等のバージョンアップ、技術仕様の変更等の作業を実施する場合。 (3)本システム等に何らかの障害、機能不全が生じた場合。 (4)火災、停電、天災など不測の事態が生じた場合。 (5)甲の契約する卸電気通信役務が提供されない場合。 (6)その他、甲が中断又は休止を必要と判断した場合。			
3項	前項の定めによって本サービスの提供に一時的な中断、休止、遅延等が発生しても、甲は一切責任を負わず、乙は本サービスの利用料金を支払う義務を負う。なお、本サービスに関する問い合わせの対応は、甲の営業日（原則として土日祝日、夏季休暇、年末年始を除く各日をいう）の10時から17時の時間内とする。			

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
17条	最低利用期間		13条	最低利用期間
1項	本サービスの最低利用期間（利用料金の発生日から起算される一定の期間をいう）は甲サイトに記載のとおりとする。当該最低利用期間中に本サービスの利用を解約する場合でも、当該期間に相当する利用料金が発生する。	定め の明記箇所 https://support.shutto.com/application-flow/		本サービスの有償版の最低利用期間は利用開始日より1年とする。なお、乙が利用期間終了日までに甲に書面、メールまたは本サービスのウェブサイトを通じて解約を通知しない場合は、自動的に1年延長するものとする。
2項	乙は、本サービスにおいて、いつでも、自己の利用する本サービスのプランを、甲所定の上位プランに限り変更することができる。なお、上位プランの詳細やプラン変更に伴う利用料金の変更については、甲サイトに記載のとおりとする。			
18条	乙からの本契約の解約			
1項	乙は、前条で定める最低利用期間以後、甲指定の方法により所定期日までに本契約の解約を通知することで、本契約を解約することができる。なお、当該通知がない場合、自動的に甲指定の期間、本契約を更新するものとする。			
2項	前項に基づいて本契約が解約される場合、乙が甲に対して支払うべき料金・費用等は、本規約等の他の条項で定める場合を除き、解約日が属する月まで発生するものとし、更新期間中途における月割計算又は日割計算は行わないものとする。			
3項	乙は、第1項に基づいて本契約を解約する場合、本サービスの利用のために用いたタグ等の情報（以下「本サービス関連情報」という）を解約日が属する月の末日までに全て削除するものとする。当該削除が行われない場合は、本サービスの利用の有無又は可否を問わず、所定の利用料金が発生するものとする。			
19条	甲からの本契約の解約		14条	甲からの本サービスの解約
1項	甲は、乙に対し、解約希望日1か月前までに書面又は電子メールを送信することにより、いつでも、本契約を解約することができる。		1項	甲は、本サービス停止の1ヶ月前までに、乙に対して書面、メールまたは本ウェブサイトを通じて届け出ることによって本サービスを解約することができるものとする。
2項	前項に基づいて本契約が解約される場合、乙が甲に対して支払うべき料金・費用等は、本規約等の他の条項で定める場合を除き、解約日が属する月まで発生するものとし、日割計算は行わないものとする。		2項	乙が次の各号の一つにでも該当する場合、甲は、事前の通知なく、直ちにサービスを解約することができるものとする。 (1) 本サービスの料金の支払を滞った場合。 (2) 本サービス利用開始後、禁止事項に該当する情報が存在することが判明した場合。 (3) 乙が監督官庁から営業取り消し、停止などの処分を受け、情報の発信をすることができなくなった場合。 (4) 乙が本規約に定める各条項のいずれかに違反した場合。
3項	第1項に基づいて本契約が解約される場合、乙は、本サービス関連情報を解約日が属する月の末日までに全て削除するものとする。当該削除が行われない場合は、本サービスの利用の有無又は可否を問わず、所定の利用料金が発生するものとする。		3項	前項により本サービスが解約される場合、乙が既に支払った料金は、一切払い戻されないものとする。
			4項	本条第1項又は第2項に基づいて解約される場合、甲は、別途規定される場合を除き、解約により乙が発生した一切の損害について賠償する義務を負わない。
			5項	乙が無償版を利用し、本サービスの利用が長期にわたり確認されない場合、甲は事前通知なしに利用を解約できるものとする。

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
20条	本契約の解除			
1項	乙が次の各号の一つにでも該当する場合、甲は、事前の通知なく、直ちに本契約を解除することができる。 (1)差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は、公租公課滞納による処分を受けたとき。 (2)特別清算の開始、若しくは会社更生、民事再生、破産、又はこれらに準ずる法律上の手続きを申し立て、若しくは、申し立てられたとき。 (3)解散決議をしたとき。 (4)支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は自己が振出、引受、保証をし、若しくは裏書した手形・小切手が不渡りになったとき。 (5)資産、信用、支払能力等に重大な危機を生じたと認められるとき。 (6)監督官庁から営業取消・営業停止などの処分を受けたとき。 (7)本サービスに関する料金・費用等の支払いを怠ったとき。 (8)前各号のほか、本契約ないし本規約等（これに付随して締結する甲乙間の契約等を含む）の条項のいずれかに違背し、一定期間の期間を定めて是正を求められたにもかかわらずこれを是正しないとき。			
2項	甲が前項により本契約を解約する場合、乙は、既に支払った利用料金について、一切の払戻しを受けることができない。			
3項	第1項に定める解除は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げない。			
21条	反社会的勢力の排除		15条	反社会的勢力の排除
1項	甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。		1項	乙は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。 —(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という） —(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること —(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること —(4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること —(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること —(6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
2項	<p>甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができ、当該解除によって相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。また、かかる解除により甲又は乙に損害が生じたときは、解除された相手方はその損害を賠償するものとする。</p> <p>(1)反社会的勢力に該当すると認められるとき (2)相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき (3)相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき (4)相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき (5)相手方又は相手方の役員若しくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき (6)自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき</p>		2項	<p>乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。</p> <p>—(1) 暴力的な要求行為 —(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 —(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 —(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 —(5) その他前各号に準ずる行為</p>
			3項	<p>甲は、乙が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとする。</p> <p>—(1)— 第15条第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき —(2)— 第15条第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき —(3)— 第15条第2号各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき</p>
			4項	<p>前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならないものとする。</p>
			5項	<p>第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、解除による損害について、甲に対し何らの請求もすることができないものとする。</p>
22条	本規約等の適用		4条	本規約の適用・変更
1項	本規約等は、本サービス利用に関する甲乙間の一切の關係に適用される。		1項	本規約は、本サービス利用に関する、甲乙間の一切の關係に適用するものとする。
2項	甲は、乙に対して電子メールにて通知し、又は甲サイト上で告知することにより、本契約及び本規約等を適宜変更できる。		2項	乙は、本サービスを通じて発信する内容に関しては、本規約の他、法律、法令及びインターネットの利用上のモラルを遵守し、その内容の全てにおいて責任を負うものとする。
			3項	甲は、乙に対して本サービスのウェブサイト上で告知することにより、本規約を適宜変更できるものとする。
23条	損害賠償		12条	損害賠償
	甲及び乙は、本規約等に定める義務を履行しなかった場合には、本規約等の他の条項により免責される場合を除き、当該不履行により相手方が受けた損害を賠償する義務を負う。			乙が本規約に定める事項を履行しなかった場合には、本規約の他の条項により免責される場合を除き、不履行により甲が受けた損害を賠償する義務を負う。
24条	債権譲渡		16条	債権譲渡権
	乙は、本サービスに関して発生した債権及び契約上の地位を、第三者に対して譲渡し、又は担保に提供することができない。但し、甲が同意した場合はこの限りでない。			本サービスに関して発生した債権及び契約上の地位は譲渡することができないものとする。但し、相手方が同意した場合はこの限りでない。
25条	合意管轄		17条	合意管轄

shutto利用規約 変更／差分情報

改訂版		注釈	現行	
条項	内容		条項	内容
	本サービスの利用に関する訴訟は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。			本サービスの利用に関する訴訟は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属裁判所とする。
26条	準拠法 本サービスの利用に関する紛争は、日本法を準拠法とする。		18条	準拠法 本サービスの利用に関する問題は、日本法を準拠法とする。
27条	協議義務 本サービスの利用に関して、本規約等に基づいた甲の指導によっても解決できない問題が生じた場合には、甲乙間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとする。		19条	協議義務 本サービスの利用に関して、本規約、甲の指導により解決できない問題が生じた場合には、甲乙間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとする。
1項				
2項	乙が本規約等に反して本サービスを利用した場合、甲は、乙に関する情報を甲サイト等において公開する場合があります、乙はこれらについてあらかじめ承諾する。			
28条	乙が甲の代理店との間で本契約を締結した場合の特則 乙は、甲の代理店との間で本契約を締結した場合、本サービスに関する一切の債権（本サービスの履行に関する請求権のほか、本サービスに関する損害賠償請求権を含むが、これらに限られない）は、甲の代理店に対して行使するものとし、甲に対して行使することはできない。		20条	乙が甲の代理店との間で本契約を締結した場合の特則 乙は、甲の代理店との間で本契約を締結した場合、本サービスに関する一切の債権（本サービスの履行に関する請求権のほか、本サービスに関する損害賠償請求権を含むが、これらに限られない）は、甲の代理店に対して行使するものとし、甲に対して行使することはできない。
			8条	登録情報の取り扱い 甲は、乙に対して新サービスの告知、広告配信、メンテナンス情報やサービス内容変更等の連絡、その他情報の提供を行うことができるものとする。ただし、乙が情報の提供を希望しない旨を、甲所定の方法で通知した場合は、本サービスの提供に必要な場合を除いて、情報の提供を行わないものとする。
				乙は、本サービスに登録した個人情報について、甲に対し、開示、削除、訂正または利用停止の請求ができるものとし、乙本人からの請求であることが確認できる場合に限り、甲はこれに速やかに対応するものとする。
			11条	IDおよびパスワードの管理 甲は、乙に対し、本サービスを利用するうえで必要となる本サービス専用のIDおよびパスワードを付与するものとする。乙は、これらIDおよびパスワードを適切に管理する責任を負うものとし、本規約に定める範囲を超えてかかるIDおよびパスワードを使用してはならないものとする。
				甲が乙に付与するIDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は乙が負うものとし、甲は一切責任を負わないものとする。
				乙は、甲が乙に付与するIDおよびパスワードを第三者に利用させる等、これらを不正に使用する行為、またはそのおそれのある行為をしてはならないものとする。
				乙は、甲が付与するIDもしくはパスワードの失念、漏洩があった場合、またはIDおよびパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに甲にその旨を連絡するとともに、甲からの指示がある場合にはこれに従うものとする。